◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

1　契約の種類及び業種の区分　競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

⑴　総合建設工事　①土木一式工事　②建築一式工事

⑵　総合建設工事以外の工事　①大工工事　②左官工事　③とび・土木・コンクリート工事　④石工事　⑤屋根工事　⑥電気工事　⑦管工事　⑧タイル・れんが・ブロック工事　⑨鋼構造物工事　⑩鉄筋工事　⑪ほ装工事　⑫しゅんせつ工事　⑬板金工事　⑭ガラス工事　⑮塗装工事　⑯防水工事　⑰内装仕上工事　⑱機械器具設置工事　⑲熱絶縁工事　⑳電気通信工事　㉑造園工事　㉒さく井工事　㉓建具工事　㉔水道施設工事　㉕消防施設工事　㉖清掃施設工事

⑶　測量・建設コンサルタント　①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

2　申請の時期　平成27年２月４日から随時。郵送による受付とする。ただし、持参する場合は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除くものとし、受付時間は９時から12時、13時から17時とする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当局所定の「一般競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)を別記１に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に配布する。また、インターネットにより造幣局ホームページ（http://www.mint.go.jp/）にアクセスし、申請書を出力することもできる。

⑵　申請書の提出方法　造幣局で付与する競争参加資格は本局、東京支局及び広島支局の三局全てに対して有効なものとなるので、申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、申請書に次に掲げる申請の添付書類を添付した上で、Ａ４ファイルに綴じファイルの表紙及び背表紙に申請者の名称を記入して、等級決定通知書送付にかかる封筒（82円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度））を添えて、別記１に掲げる申請場所に提出することとする。また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。

⑶　申請の添付書類

①　建設工事

(a)　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

(b)　工事経歴書

(c)　営業所一覧表

(d)　納税証明書その３の３等又はその写し

(e)　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

(f)　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

(g)　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

(h)　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

(i)　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、(a)の書類に代えて、次の(j)～(k)の書類を添付するものとする。

(j)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(k)　財務諸表類（直前２年度分）

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に競争参加資格の申請を行う者については、次の(l)～(n)の書類を合わせて添付するものとする。

(l)　更生手続等開始の決定書の写し

(m)　貸借対照表及び損益計算書

(n)　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

②　測量・建設コンサルタント等

(a)　測量等実績調書

(b)　技術者経歴書

(c)　営業所一覧表

(d)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(e)　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

(f)　納税証明書その３の３等又はその写し

(g)　財務諸表類（直前２年度分）

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

②　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次の①から⑧までの一に該当すると認められる者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者で、その事実があった後２年を経過していない者

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　一般競争参加資格申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑦　建設工事に係る競争に参加しようとする者（「物品の製造・販売業者等のうち『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」を除く。）であって、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争参加資格の申請をする日の１年７月前の日以後のもの（当該審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であっても、その後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったもので、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出できる場合は、この限りでない。））を受けていない者

⑧　⑦に記載する審査を受けている者のうち、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知（但し、再審査も含め、平成20年４月１日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知に限る。）を受けていない者

5　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記１の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記２の区分①に基づいて格付けをする。

⑶　競争に付そうとする契約の予定価格が、別記２②の範囲（別記２の⑴～⑶の②をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査において、別記２①（別記２の⑴～⑶の①をいう。）に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。